

第15回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年7月10日(金) 16:45~17:00

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第15回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催いたします。

本日の手話通訳者は、障害福祉課 手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課 主査 長尾和歌子さんです。

はじめに、これまでの対応状況等につきまして、統括調整部長から説明があります。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料を御覧ください。

本日の対策本部の開催趣旨でありますが、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対応方針」における「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容」について、行動制限等がステップ③へ移行するに当たっての留意事項を確認することであります。

2番目の発生状況等については、健康福祉部から後ほど説明があります。

3番目、県の対応でありますが、2ページを開いていただきまして、「対策本部各部の対応」でありますが、前回本部会議から追加・変更になったところについてはアンダーラインを引いております。

主に、6月定例会において議決いただいた事業等が追加になっております。内容については後ほど御確認ください。

○坂本危機管理局次長

最新の感染症の状況等につきまして、健康福祉部長をお願いします。

○有賀健康福祉部長

それでは、「健康福祉部」と右肩にある資料を御覧ください。

県内での感染状況ですが、本日16時時点で、これまでに判明した感染者29名、現在入院されている方が1名ということになります。

29名の内訳ですが、これまで5月7日に27例目が判明したところですが、昨日、本日とそれぞれ1例ずつ判明した分がございます。

検査の状況についても、それに沿った内容となっていて、1例が行政検査以外に陽性が判明したものとして、「行政検査以外の陽性」が1件となっております。

相談件数については17,758件、コールセンター相談件数が3,899件となっております。

次のページに詳細が記載されていますので御参照ください。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、ステップ③へ移行したことに伴う留意事項等につきまして、統括調整部長より説明がございます。

○貝守統括調整部長

「外出自粛の段階的緩和の目安」と上に書かれている資料でございますが、これらは5月

27日の本部会議でお示した段階的緩和の内容であります。ステップ③で大きく変わるところは、「イベント開催制限の段階的緩和の目安(1)」と書かれているものですが、太枠で囲んでいるところ、7月10日から人数の上限が5000人になります。それから、次のページにいきますと、プロスポーツではこれまで無観客だったものが、観客を入れて開催することができるものであります。

次の資料、「ステップ③移行に係る留意事項」ですが、これは7月8日付で、国の内閣官房から、7月10日以降における都道府県の対応について通知が発出されたところでありまして、その内容に沿って、今回、県の対処方針における、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容に、ステップ③移行に係る留意事項を追加することとしたものでございます。一番上の四角に書かれているとおり、「令和2年7月10日からのステップ③移行に当たっては、令和2年5月27日変更の【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容】によるほか、特に次の事項に留意してください。」ということとなっております。

内容の主なものについて御説明します。まず、「1. 外出について」ですが、2つ目の○の後段、外出先の施設等について感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が徹底されているかの確認、それから4つ目の○、国が運用している接触確認アプリのインストールについて要請するものであります。

「2. 催物（イベント等）の開催について」ですが、「（1）催物開催の目安」については、○の3つ目のところで、収容率の考え方を明確化しております。それから「（2）催物の開催にあたっての留意事項」であります。①基本的な感染防止策、まずイベント参加者に対しては、○の2つ目、イベントに参加する前に接触確認アプリをインストールすること、また、主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること、○の3つ目、イベントに参加する際には熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則マスクを着用すること、次のページにいきまして、イベントに参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること、その下の○、イベントに参加する前後には感染防止のための適切な行動について要請するものであります。イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者に対しては、先ほど説明したイベント参加者への留意事項と同じ趣旨のものを主催者側に対して要請するほか、最後の○、その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策の徹底を要請するものであります。

最後、「② 都道府県との事前相談」ですが、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について県に相談するよう要請するものであります。この留意事項についての説明は以上です。

次の資料ですが、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策について」、これについては5月27日にすでにお示ししているとおりでございまして、ステップ③は人数の上限が5,000人に移行するものであります。内容については変更ございません。

次の資料、横長になりますが「新型コロナウイルス感染症に関する支援について（7月6日現在）」ですが、これは5月27日の本部会議でお示ししていますが、7月6日現在で一部追加・修正しているものでございます。引き続き、県民や事業者の皆様からの御相談に対して御活用いただきたいと思いますと思っております。

私からの説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明について、御質問があれば。

ないようですので、本部長の指示事項と県民へのメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まずは指示事項から申し上げます。

先ほど、本県において28例目及び29例目となる新型コロナウイルス感染症患者の発生について報告がありました。関係部局においては、所管保健所と緊密な連携の下、感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施してください。

関係部長から説明があったとおり、本日7月10日から、イベント等の開催に係る制限について、当初の予定どおりステップ③に移行することとしました。各部にあっては、感染防止対策の徹底を前提に、今回の制限緩和の効果が地域経済の回復という形で反映されるよう、市町村、関係団体、民間企業との連携・協力の下、経済を回す取組を進めてください。併せて、関係団体などのイベント等が適切に実施されるよう、「ステップ③移行に係る留意事項」を踏まえ必要な助言等を行うようお願いいたします。

次に、県の業務を進める上での感染拡大防止対策については、別紙のとおり、従前の取組を継続することとしますが、第2波の到来に備え、必要な検討を進めておくよう、改めて指示します。

なお、東京都など一部の都道府県にあっては、感染症患者が増加している傾向が見られます。このことを踏まえ、県外事務所においては、職員の感染防止対策を徹底するとともに、本県からの出張に当たっては、出張先の状況を踏まえ適切に対応してください。

今後も、県外との往来の増加に伴い、感染症患者が発生する可能性があることから、引き続き、感染動向に細心の注意を払い、緊張感を持って全庁体制で取り組むよう、よろしくお願い申し上げます。以上、指示事項であります。

県民の皆様方へのメッセージであります。

昨日、本県において28例目となる新型コロナウイルス感染症患者が、また本日29例目となる感染症患者が、いずれも青森市保健所管内で発生しました。

県としては、青森市保健所が実施する積極的疫学調査等への支援を行うとともに、同保健所と連携の上、感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応して参ります。

また、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたことを受けて、本県では去る5月27日、県をまたぐ移動やイベント等の開催に係る制限について、政府の方針に沿って段階的に要件を緩和することとしていたところですが、本日7月10日から、当初の予定どおりステップ③に移行することといたしました。

これにより、イベント等の開催については、参加人数の上限がこれまでの1,000人から5,000人に拡大されることとなります。

本県の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着を推進し社会経済活動との両立を図ることとし、ソーシャル ディスタンスの実践・定着や、イベントや店舗等における業種ごとのガイドラインに基づく適切な感染防止策の実施等について、県民の皆様方に御協力をお願いしているところですが、今般のステップ③への移行に当たり、国から具体的な事項が示されたことを踏まえ、改めて県民の皆様方に留意していただきたい事項をとりまとめたところです。

これまでお願いしている感染防止策に加え、特に留意していただきたい点としては次のとおりです。まず、外出については、

- 外出先の施設等について、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が徹底されているか確認すること
  - 国が運用している新型コロナウイルス接触確認アプリをインストールすること
- 次に、イベント等については、
- 感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがあった場合には積極的に応じること
  - 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密の環境を避けるほか、そこにお

ける交流等を控えること

- イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動をとること
- イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者にあっては、
- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントへの参加を控えてもらうこと
- イベント参加者に先ほどの接触確認アプリをインストールすることを促すことや、参加者の連絡先等の把握を徹底すること
- その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること

などについて、留意をお願いしたいと考えています。県民の皆様方には、社会経済活動の活性化の前提となる感染拡大防止対策の徹底について、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、6月中旬以降、東京都を中心に感染症患者の発生が増加傾向にあり、本日も200名を超える感染者が東京都において確認されるなど、さらなる感染拡大が懸念される状況となっています。首都圏方面など他県へお出かけになる方におかれては、移動先の状況を踏まえ、適切な感染予防対策をとっていただくとともに、特に、感染者が多数発生している地域においては、感染予防策が徹底されているかといったことにも御留意の上、慎重な行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応は息の長い取組が必要、と考えているところですが、私としては、引き続きソーシャル ディスタンスなど感染予防対策のより一層の定着を図るとともに、地域経済の早期回復に向けて、県民の皆様方とともに歩みを進めて参りたいと考えておりますので、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。